入札説明書

作業に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名 2025年コレクション展Ⅱ3階展示室展示作業および2階展示室展示替作業
- (2) 入札公告日 令和7年10月24日付け兵庫県立美術館ホームページ
- (3) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年11月19日(水)から令和8年2月17日(火)まで

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格申請書に関係書類、入札公告の写しを添えて、下記受付場所へ持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

※時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

【審查受付窓口】

兵庫県出納局管理課物品班(電話番号:078-341-7711(代表))

- (2) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和7年11月5日(水)午後5時までに4(1)アの場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 参加申込

ア 申込場所

兵庫県立美術館(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1)

電話番号:078-262-0901 担当:宇久

イ 参加申込の期間

令和7年10月24日(金)から令和7年11月5日(水)までの午前10時から午後5時まで(月曜日を除く。)

ウ 参加申込の方法

イの期間中にアへ持参又は送付。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和 7 年 11 月 5 日(水)午後 5 時までにアの場所に必着すること。

また迅速に書類の確認を行うため、入札担当者までメールで連絡及び送付をすること。

エ 提出書類

- (7) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時 審査受付済みの審査申請書(又は受付票)の写し
- (ウ) 当館の常設展示室及び企画展示室における展示・撤収等作業に関する実績の証明ができる もの (請求書等)

オ 入札参加資格の確認

- (ア) 入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。
- (4) 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、 その結果を申込み受付後、令和7年11月8日(土)までにエ(ア)に記載されているメールアド レスに通知書(一般競争入札参加資格確認通知書)を添付して連絡をする。

(2) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用 しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を送付すること。
 - ア 受付期間 令和7年10月24日(金)から11月7日(金)正午まで
 - イ 受付場所 兵庫県立美術館 FAX 078-262-0903
 - ウ 提出書類 質問書
 - エ 提出方法 FAX等により提出すること。
 - オ 質問の回答 回答書は、入札参加資格者へ令和7年11月18日(火)午後2時までにFAX等で連絡する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 兵庫県立美術館(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1) 電話番号 078-262-0901
- (2) 期間 令和7年10月24日(金)から令和7年11月5日(水)まで(月曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

8 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月19日(水)午前11時から
- (2) 場所 兵庫県立美術館 会議室(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1) 電話番号 078-262-0901

9 入札書の提出方法

(1) 書面による入札とし、入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和7年11月18日(火)午後5時までに前記4(1)の場所に必着のこと。

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

- (2) 郵送等による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封筒の封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退届(初度入札又は再度入札で辞退する場合)」の区別を記入すること。
- (3) 前出4(1)オ(4)の一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

10 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は当所所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
- ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。
- イ 年月日は、入札書の提出日とする。
- ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
- エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- オ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。
- (3) 入札書に記載する「入札金額」は、希望する単価に仕様書に示す見込数量を乗じた金額を記載すること。
- (4) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。
 - また、落札価格は、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年 兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。 また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。契約日は、契約担当者と協議して決定することとする。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。 なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 費用の支払い

実績をとりまとめ、書面による請求に基づき、受領日から30日以内に支払う。

19 契約の解除及び解除に伴う損害

契約締結後、契約者が入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには、 契約を解除することがある。

20 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、 信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

21 入札事務担当

兵庫県立美術館 担当:宇久

所在地 〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1

電話番号 078-262-0901

Fax 078-262-0903

メールアドレス Nozomi_Uku@pref. hyogo. lg. jp